

議 第 268 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市基本計画の一部変更について

熊本市基本計画の一部を次のように変更する。

熊本市長 幸 山 政 史

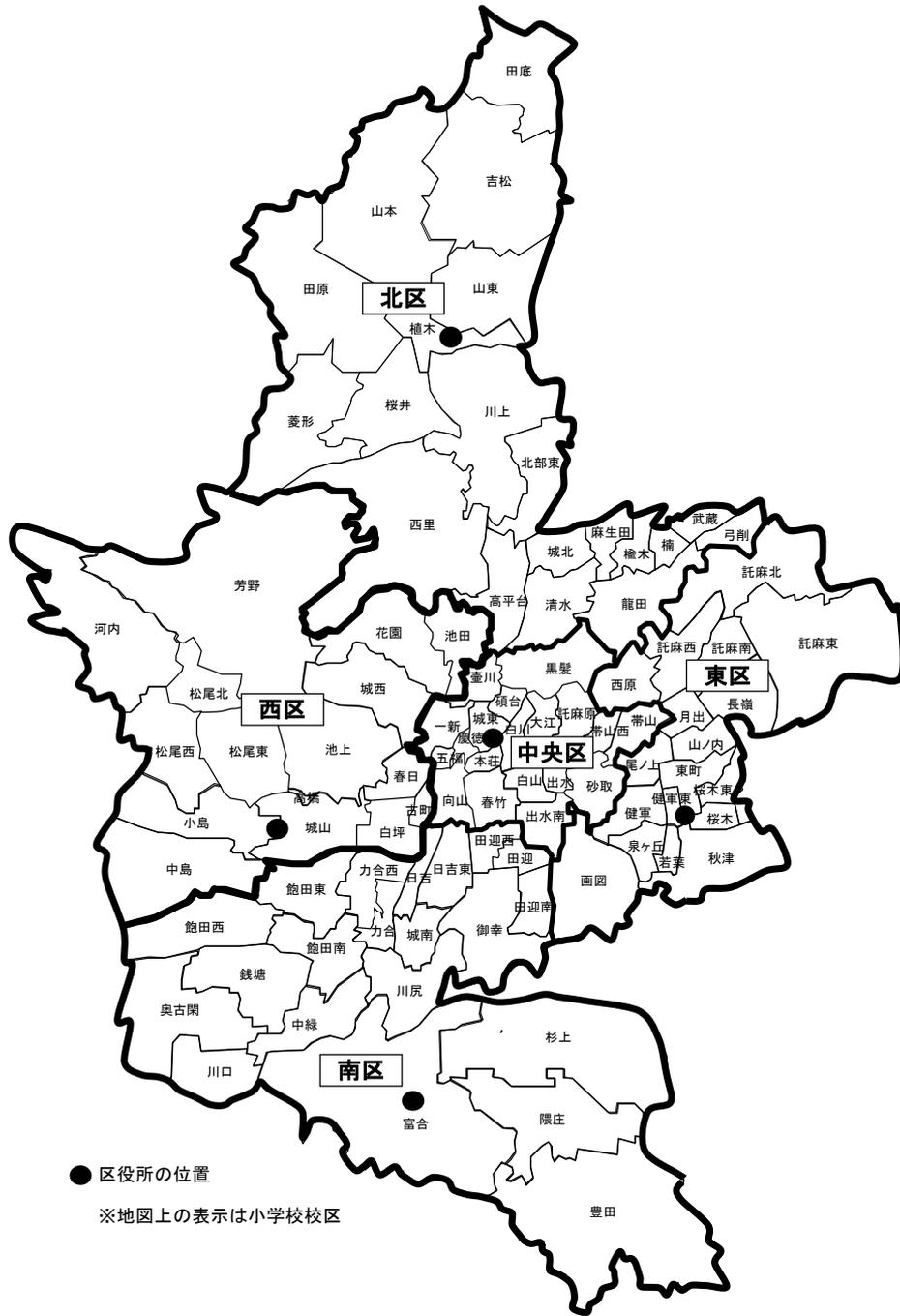
熊本市基本計画の一部変更

熊本市基本計画の一部を次のように変更する。

- 1 I 計画の前提の一部変更  
第2項中「見直します」を「見直しを行いました」に改め、



「



」

に改める。

第3項を次のように改める。

### 3 将来推計人口

項目		年		2013 (H25)		2018 (H30)
		2005 (H17)	2008 (H20)	(実績値)		
総人口 (伸び率)		727,978	731,876	733,926 (0.3)	739,541 (1.0)	729,323 (-0.6)
年齢 3区 分別	0～14歳 [年少人口] (構成比)	108,212 (14.9)	106,624 (14.6)	103,432 (14.1)	105,905 (14.3)	98,426 (13.5)
	15～64歳 [生産年齢人口] (構成比)	481,477 (66.1)	476,900 (65.2)	460,897 (62.8)	466,437 (63.1)	441,635 (60.6)
	65歳以上 [老年人口] (構成比)	138,289 (19.0)	148,352 (20.3)	169,597 (23.1)	167,199 (22.6)	189,263 (26.0)
総世帯数		288,605	297,397	312,470	312,527	316,044
1世帯あたり人員		2.52	2.45	2.35	2.37	2.31

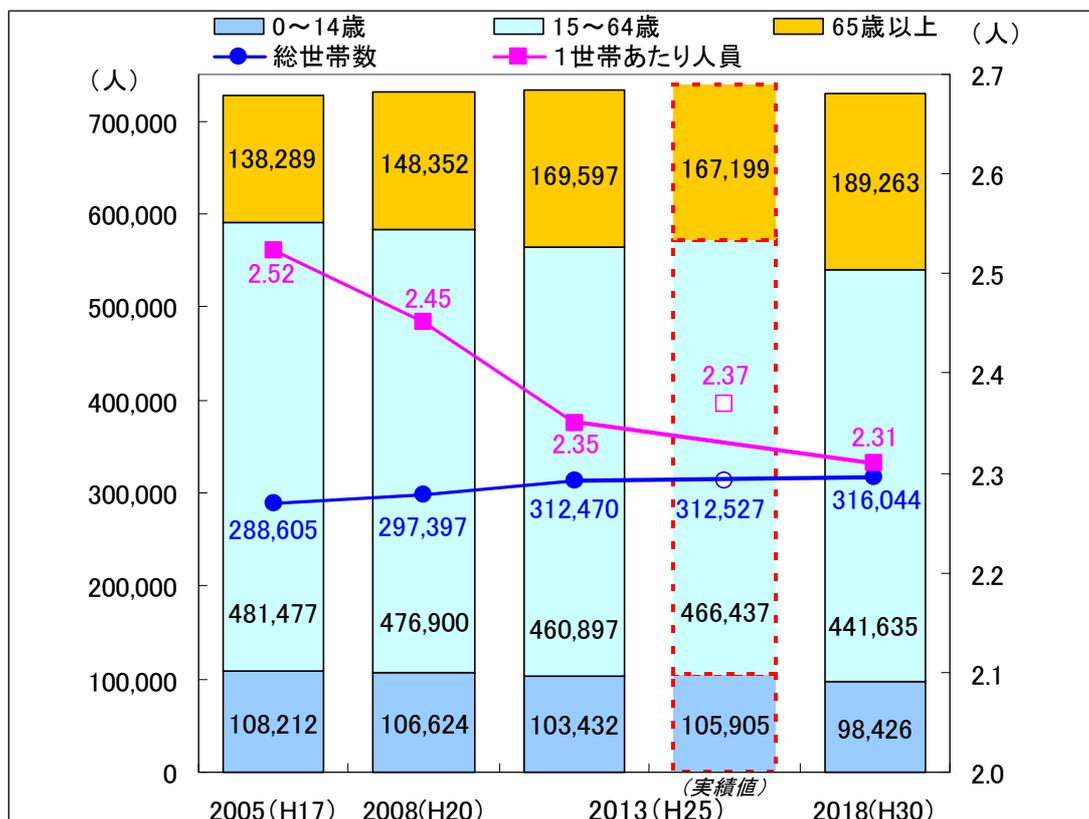
※2005(H17)の値は、国勢調査結果を掲載。

※2008(H20)の値は、国勢調査結果から、熊本市において独自に算出。

※2013年(H25)及び2018(H30)の値は、人口を「日本の市区町村別将来推計人口(平成25年3月推計)」、(国立社会保障・人口問題研究所)から、世帯数を「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成17年8月推計)」、(国立社会保障・人口問題研究所)及び熊本県推計人口調査結果から、それぞれ熊本市において独自に算出。

※2013年(H25)の実績値は、平成25年熊本県推計人口調査結果報告(年報)の数値を掲載。

※四捨五入のため、合計は必ずしも一致しない。



## 2 Ⅲ まちづくりの重点的取り組みの一部変更

説明文中「伝統」の次に「と文化」を加える。

「くらし わくわく」プロジェクトの【夢わく1】の（主な取り組み）の②中「子育てバリアフリーの推進による子どもと一緒に安心して外出できる環境づくり、」を「子どもを」に改め、「充実」の次に「や、既存の保育園や幼稚園等を生かした新たな保育環境づくり」を加える。

「くらし わくわく」プロジェクトの【夢わく2】の（主な取り組み）の①及び②を次のように改める。

### ①暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり

- 豊かな農水産物を生かした6次産業化や農商工連携、食を通じた観光振興、集積する高等教育機関との産学連携や企業のイノベーションの促進、新商品開発や起業化支援などによる新たな産業の創出
- 医療・福祉・健康関連産業や環境関連産業、クリエイティブ産業等、本市の地域特性を生かした産業の振興と就業機会の拡充
- ICT等の活用による生産性の高い農業経営や次世代を担う多様な担い手の確保・支援による強い農業づくりの推進、様々な人材が自然の恵みを生かし暮らす活気あふれる元気な農村地域の創造 など

### ②暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

- 多様な世代の地域活動への参加を促す仕組みづくりなど、若者の行動力やシニア層の経験等を生かした個性豊かな地域づくりの推進
- 子どもや高齢者・障がいのある人の見守り、防災・防犯などに対する地域力の強化による、だれもが安全安心して暮らせる地域づくりの推進
- 子育て世代や創造的人材など、多様な人々が暮らしやすさを実感できる環境づくり など

「出会い わくわく」プロジェクトの【夢わく7】の（主な取り組み）の③中「様々なコンベンション（大会・会議）の誘致」を「国際会議や各種イベントをはじめとするMICEの誘致、中心市街地へのMICE施設の整備」に改める。

## 3 Ⅳ 分野別施策の一部変更

第1章の説明文中「中傷」の次に「、性同一性障害への差別」を加える。

第1章第1節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市

民等の部市民の款Aの項中「人権フェア」を「人権イベント」に改め、同部事業者の款Bの項中「ともに、」の次に「セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の」を加える。

第1章第1節の《事業の概要》の【ふれあい文化センターの運営】の②中「地域社会と連携して、」を「人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとしての活性化や利用者の増加を図るとともに、地域社会と連携して」に改める。

第1章第2節の現状と課題中「出産・子育て・」を「婚姻、妊娠・出産、子育て、」に改める。

第1章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Aの項中「男女共生フォーラム」を「はあもにいフェスタ」に改め、同表行政の部Aの項中「総合女性センター」を「男女共同参画センターはあもにい」に改める。

第1章第2節の《施策の体系》の図中「総合女性センター」を「男女共同参画センターはあもにい」に改める。

第1章第2節の《事業の概要》の【男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援】の①中「を行います」を「の充実を図ります」に改める。

第1章第2節の《事業の概要》中「総合女性センター」を「男女共同参画センターはあもにい」に改める。

第2章第1節の現状と課題中「今後は」の次に「、熊本市自治基本条例の理念に基づき」を加える。

第2章第1節の《事業の概要》の【住民自治活動の活性化】の②中「校区自治協議会」の次に「及び町内自治会」を加える。

第2章第1節の《事業の概要》の【まちづくり支援体制の充実】の①中「地域の個性」を「各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力」に、「支援します」を「推進します」に改める。

第2章第1節の《事業の概要》の【まちづくり支援体制の充実】の②中「まちづくり交流室」を「区役所をまちづくりの拠点として、まちづくり交流室」に改める。

第2章第2節の現状と課題中「交通事故件数」の次に「・放置自転車台数」を加え、「占められているとともに、中心部には依然として多くの自転車が放置されています」を「占められています」に改める。

第2章第2節の《成果指標》の表中「1, 000」を「100」に改める。

第2章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Aの項に次のように加える。

○自転車やバイクは、適切に駐輪場を利用し、路上等には放置しません。

第2章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Aの項に次のように加える。

○必要に応じた駐輪場の設置に努めます。

第2章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項中「設置」を「設置と」に改め、同項に次のように加える。

○民間による駐輪場の運営を促進します。

第2章第2節の《事業の概要》の【駐輪対策の推進】の①中「交通指導員など」を「駐輪指導員」に、「巡回指導」を「ルール・マナーの指導」に改める。

第2章第2節の《事業の概要》の【駐輪対策の推進】の②中「新たな」を「需要に応じた」に、「有料化・附置義務化の検討を進めます」を「民間による駐輪場の運営を促進します」に改める。

第2章第3節の《成果指標》の表中「40」を「75」に改める。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Aの項に次のように加える。

○地域版ハザードマップ作成に取り組み、防災意識・知識の向上に努めます。

○災害復旧等防災に関するボランティア活動に積極的に参加します。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部地域団体・NPOなどの款Aの項に次のように加える。

○地域版ハザードマップの周知を図り、避難訓練等での活用を推進します。

○災害復旧等防災に関するボランティア活動に積極的に参加します。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部地域団体・NPOなどの款Bの項に次のように加える。

○地域版ハザードマップの作成・活用により各種団体との連携を深めます。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Aの項に次のように加える。

○災害復旧等防災に関するボランティア活動に積極的に参加します。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項に次のように加える。

○地域版ハザードマップ作成促進により地域防災力の向上を図ります。

○市民等のボランティア活動を支援します。

第2章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Bの項に次のように加える。

○業務継続計画の策定・見直しにより災害時の体制確立を図ります。

第2章第3節の《事業の概要》の【危機管理防災意識の啓発】に次のように加える。

③地域版ハザードマップ作成の推進により、市民の「自助」と「共助」の意識をかん養するとともに地域の防災、避難等の体制づくりを促し、地域防災力の向上を図ります。

④小中学校等の教育機関における防災教育講座の推進により、子どもたちの防災意識・知識の向上を図ります。

第2章第3節の《事業の概要》の【自主防災活動の推進】の①中「など」を「とともに、実践的な避難訓練の実施等により」に改める。

第2章第3節の《事業の概要》の【危機事象に備えた計画やマニュアルの充実】に次のように加える。

③業務継続計画の策定・見直しにより災害時の優先業務・一時縮小業務の明確化を図ります。

第2章第5節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Bの項中「民間国際交流団体」を「国際交流団体」に改め、同表行政の部Aの項中「深めます」を「深めるとともに、芸術文化に触れ、体験する場を作ります」に改める。

第2章第5節の《事業の概要》の【国内外との交流・協力促進】に次のように加える。

③熊本上海事務所を拠点として、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進めます。

第2章第5節の《事業の概要》の【外国人にも暮らしやすい環境の整備】に次のように加える。

③大学と連携し、留学生のためのワンストップ窓口の設置や住宅支援、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるネットワークの活性化など、留学生を通じた新たな交流の創出に向け、留学生支援の充実を図ります。

第2章第6節の《事業の概要》の【戸籍等住民記録情報の適正管理と迅速な提供】に次のように加える。

②社会保障・税番号制度の導入にあたっては、市民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に努めるとともに特定個人情報を保護するための措置を講じます。

第3章の説明文中「不安など、新たな課題も生じています」を「不安感が依然として払拭されていない状況です」に改める。

第3章第1節の現状と課題中

「■そこで、市民が自らの生活を見直し、さらに健康づくりを推進できるよう、生活習慣病対策に重点を置いた取り組みを強化する必要があります。」

を

「■また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境の整備の重要性が増しています。

■そこで、市民が自らの生活を見直し、さらに健康づくりを推進できるよう、生活習慣病対策に加え、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに重点を置いた取組を強化する必要があります。」

に改める。

第3章第1節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項中「応じた」の次に「健康づくりの目標を市民と共有しながら、健康をテーマとしたまちづくりに取り組むとともに、」を加える。

第3章第1節の《事業の概要》の【保健サービス体制の充実】の③中「健康づくり運動」を「健康まちづくり」に改める。

第3章第2節の現状と課題中「、麻疹（はしか）の流行」を削る。

第3章第2節の《成果指標》の表中「感染症患者発生数」を「感染症患者発生数（結核、O157・赤痢・腸チフス）」に改める。

第3章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行

政の部Cの項中

「○市民に対しては、医薬品や救急医療の利用法などについて正しい知識を持ち、市民自らが健康を守るために、適切な行動が取れるように出前教室やメディアによる広報を通じて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域や関係団体、事業者などと連携し相談体制の充実を図ります。」

を

「○市民に対しては、医薬品や救急医療の利用法などについて正しい知識を持ち、市民自らが健康を守るために、適切な行動が取れるように出前教室やメディアによる広報を通じて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域や関係団体、事業者などと連携し相談体制の充実を図ります。」

○高い医療水準や救急体制を活かし、先端医療都市としての魅力向上や医療サービスネットワークの構築を図ります。」

に改める。

第3章第2節の《施策の体系》の図中「市民病院」を「熊本市民病院・植木病院」に改める。

第3章第2節の《事業の概要》の【食の安全・安心の確保】の①中「熊本市食の安全安心・推進計画」を「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に改める。

第3章第2節の《事業の概要》の【適切な医療体制の確立】中②を③とし、①の次に次のように加える。

②「くまもと医療都市2012グランドデザイン」の実現に向けた取組を進めます。

第3章第2節の《事業の概要》の【市民病院における質の高い医療サービスの提供】を次のように改める。

**【熊本市民病院・植木病院における質の高い医療サービスの提供】**

①熊本市の病院事業では、地域の他医療機関と連携を図りながら、周産期医療やがん医療等の高度で専門的な医療、救急医療、助産施設としての医療サービス、へき地医療等に取り組みます。

②老朽化した熊本市民病院を現地で建て替えることで、医療機能の強化及び災害発生時での対応に努めるとともに、計画的な医療機器の更新を行います。

第3章第3節の現状と課題中「後期高齢者」を「さらに高齢化が進むことにより、

要介護認定者」に改める。

第3章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Bの項中「認知症のサポーター」を「認知症サポーター」に改め、同表行政の部Aの項に次のように加える。

○地域福祉活動の必要性及び活動内容に関する情報提供に努めます。

第3章第3節の《事業の概要》の【障がいのある人の社会参加の支援】に次のように加える。

③うつ病をはじめとした精神疾患の相談対応や早期受診に向けた取組等により、予防や重篤化防止を図ります。

④医療につながりにくい依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）やひきこもりなどの回復に向けた支援を推進します。

第3章第3節の《事業の概要》の【在宅生活支援の充実】に次のように加える。

②障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の活用を図るとともに、後見業務を適正に行うことができる市民後見人を育成します。

第3章第4節中「長寿医療（後期高齢者医療）制度」を「後期高齢者医療制度」に改める。

第4章の説明文中「そこで、今後は」を「今後、子ども・子育て支援新制度を踏まえ」に改める。

第4章第1節の《事業の概要》の【活動拠点施設の充実】の②中「、青少年センター」を削る。

第4章第1節の《事業の概要》の【要保護児童対策の推進】の①を次のように改める。

①市児童相談所に加え身近な地域での相談・対応の場として、区役所においても要保護児童相談を実施します。

第4章第1節の《事業の概要》の【要保護児童対策の推進】の③中「充実します」を「実施します」に改める。

第4章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部地域団体・NPOなどの款Aの項中「子育て支援ネットワーク活動」の次に「や、こんにちは赤ちゃん事業等」を加え、同表行政の部Aの項中「子育て支援センター」の次に「、病児・病後児保育」を加える。

第4章第2節の《事業の概要》の【保育所・幼稚園等の充実】の①中「施設整備」を「施設の充実や既存施設の活用などによる新たな保育環境づくりに努めるほか、家庭的保育等」に改める。

第4章第2節の《事業の概要》の【地域における子育て支援の充実】に次のように加える。

④子育てに適した居住環境づくりにより、子育て世代の定住促進を図ります。

第5章の説明文中「や不登校、青少年犯罪の低年齢化」を「の社会問題化や、少年による重大事件の続発、インターネットを通じたトラブル」に、「を習得することが必要」を「の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が重要」に改める。

第5章第1節の《成果指標》の表中「35,000」を「40,000」に改める。

第5章第1節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Dの項中「学校支援ボランティアやPTA活動」を「PTA活動や学校支援ボランティア」に改め、同表行政の部Dの項中

「○学校支援ボランティアの周知を図り、ボランティア活動を推進します。」

を

「○PTA活動の活性化を図るため支援を行います。」

○学校支援ボランティアの周知を図り、ボランティア活動を推進します。」に改める。

第5章第1節の《事業の概要》の【学ぶ楽しさや分かる喜びのある教育の推進】の①中「細やかな」を「細かな」に改める。

第5章第1節の《事業の概要》の【教職員の指導力の向上】の①中「学校教育の活性化を図るための研究を推進するとともに」を「「教育都市くまもとの教職員像」の実現を目指し」に、「の研修を効果的に行うことで、すべての」を「を高めるため、校内研修や派遣研修などを実施するとともに、本市の将来の教育を担う若手教師を育成しながら、」に改める。

第5章第1節の《事業の概要》の【豊かな心をはぐくむ教育の推進】を次のように改める。

**【豊かな心をはぐくむ教育の推進】**

①子どもたちの人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに他の人を大切にすることを目指す。

②生命を大切にすることや美しいものに感動すること、感謝することや郷土を愛することなど、子どもたちが人として豊かに生きるための道徳性を育成することを目指す。

③子どもたちの社会性や思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむために、自然体験や農業・漁業等の勤労体験などの様々な体験的学習の充実を目指す。

④子どもたちの悩みや不安を受け止めて、問題解決の支援を行う相談体制を充実させる。

⑤特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援を行うため、個別の指導計画の作成・活用等を通して、特別支援教育の充実を目指す。

第5章第1節の《事業の概要》の【健康づくりの推進】の①中「健康で安全な」を「健康的な」に改める。

第5章第1節の《事業の概要》の【学習施設の整備】の①中「の耐震化など」を「などの」に改める。

第5章第1節の《事業の概要》の【学習施設の整備】に次のように加える。

②特別な教育的支援を必要とする子どもの多様なニーズに対応するため、市立特別支援学校の整備を進めます。

第5章第1節の《事業の概要》の【子どもたちの安全・安心の確保】の①中「ともに、」の次に「防災教育等の」を加える。

第5章第2節の《事業の概要》の【公民館・図書館・博物館の機能充実】の②及び③を次のように改める。

②市立図書館を中核として、プラザ図書館、植木・城南図書館及び各公民館図書室の図書資料の充実を図るとともに、年齢に応じたおはなし会の開催、読書活動啓発のための講座やコンクールなどの主催事業を通じ、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応した図書館サービスの向上に努めます。

③博物館のリニューアルを実施し、展示環境の改善や展示内容の充実を図るとともに、より一層、市民のニーズに対応した企画展の開催、県等との連携強化、学校教育への有効活用などに努め、指定都市にふさわしい魅力ある博物

館を目指します。

第5章第2節の《事業の概要》の【青少年の体験・交流活動の推進】の①中「友好都市」を「友好姉妹都市」に改める。

第5章第2節の《事業の概要》の【競技力の向上】に次のように加える。

③熊本城マラソンの開催により、市民のスポーツ振興と集客によるにぎわいを図るとともに、熊本の魅力を全国にアピールします。

第5章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Bの項中「親しみふれ合い、理解と愛着を深めます」を「積極的に訪れるなど、親しみふれ合います」に改める。

第5章第3節の《事業の概要》の【文化財の調査と保存整備】の③中「川尻船着場」を「熊本藩川尻米蔵跡、西南戦争遺跡（田原坂）」に改める。

第5章第3節の《事業の概要》の【記念館の管理運営と整備充実】の①中「図り」の次に「、各種団体（顕彰会・大学など）と連携した歴史講座や施設見学会を実施するなど」を加える。

第6章第1節の《事業の概要》の【環境パートナーシップの形成】の①中「からなる環境パートナーシップ組織「エコパートナーくまもと」と」を削る。

第6章第1節の《事業の概要》の【大気・有害化学物質対策等の推進】の①中「行います」の次に「。また、大陸からの越境汚染による影響等も懸念されていることから、今後も国等からの情報を注視していきます」を加える。

第6章第2節の《事業の概要》の【地下水量の保全】の④中「熊本地域地下水保全対策会議」や「熊本地域地下水保全活用協議会」などを「広域的な地下水保全対策を実施する「公益財団法人くまもと地下水財団（平成24年4月設立）」に、「近隣自治体」を「熊本地域10市町村」に改める。

第6章第2節の《事業の概要》の【水ブランドの推進】の①中「地下水都市」を「国連“生命の水”最優秀賞を受賞し、国際的に評価された地下水保全の取組を含めた「地下水都市」に改める。

第6章第3節の《成果指標》の表中「1,050」を「899」に、「26.7」を「27.8」に、「6,196」を「4,699」に改める。

第6章第3節の《事業の概要》の【ごみの発生抑制（リデュース）】の②中「発生抑制の動機付けや、ごみに対する意識改革及び新たな」を削り、「構築のためにごみ

有料化に取り組むとともに」を「推進のために」に改める。

第6章第3節の《事業の概要》の【産業廃棄物の適正な処理】に次のように加える。

③山間地等の監視パトロールによる早期発見、早期対応を実施し、廃棄物の不法投棄の拡大を未然に防止します。

第6章第3節の《事業の概要》の【中間処理及び最終処分体制の整備】の②中「の第2期工事により計画容量の確保を行い、」を「での」に改める。

第7章の説明文及び政策の体系の図中「コンベンション」を「MICE」に改める。

第7章第1節の現状と課題中「今後は九州新幹線鹿児島ルートの特急開業に伴い、地域間の競争がさらに激化することも考えられます」を「また、経済の国際化や情報化の進展により、地域間・企業間の競争が厳しさを増しています」に改める。

第7章第1節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Bの項中「取り組む「逸店逸品（人）運動」など」を「取り組み」に改め、同表行政の部Cの項中「と職業相談」を「や求職者と求人企業のマッチング」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【地場企業の競争力向上】の①中「新技術」を「成長産業分野を中心にした地場企業の技術革新・経営革新を促進するとともに、新技術」に、「などを拠点としたバイオ、環境などの新産業の創出」を「の活用などによる創業、新事業展開」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【地場企業の競争力向上】の③中「インフラや」を「インフラの活用、」に、「を活用して、」を「への参加促進、商談機会の創出等、ビジネスマッチングの推進により」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【企業誘致の推進】の①中「地理的特性」を「優れたビジネス環境、生活環境など」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【企業誘致の推進】の③中「情報通信、食品」を「食品関連や医療・健康」に、「産業特性に応じた」を「特性を生かした」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【中小企業経営支援の充実】の①中「熊本駅前「東A地区」情報交流施設内のビジネス支援部門で、情報図書部門」を「くまもと

森都心プラザ内のビジネス支援センターで、プラザ図書館」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【商店街の活性化】の①中「実施します」を「推進します」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【雇用対策の推進】の①中「企業ガイダンスの開催やNPO法人等との連携」を「求人企業とのマッチングを図る企業ガイダンス等を」に、「など」を「等を開催し」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【雇用対策の推進】の②中「運営事業」を「運営」に、「などによる」を「の周知啓発に努め、」に改める。

第7章第1節の《事業の概要》の【雇用対策の推進】に次のように加える。

⑤地場企業の魅力発信の強化やU I Jターンの促進を図ります。

第7章第2節の節名中「コンベンション」を「M I C E」に改める。

第7章第2節の見出文中「観光」の次に「・M I C E」を加える。

第7章第2節の現状と課題中「韓国、中国などの」を削り、「急増して」を「増加して」に、「控え」を「契機に」に、「訪れる」を「訪れ」に、「を迎えています」を「にあります」に、「コンベンション」を「M I C E」に改める。

第7章第2節の基本方針中「コンベンション（会議・大会）」を「M I C E」に改める。

第7章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部地域団体・NPOなどの款Aの項中「コンベンション」を「M I C E」に改め、同款Bの項中「○人力車などの観光客が楽しめる仕掛け作りに取り組みます。」を削り、同表行政の部Aの項中「コンベンション」を「M I C E」に改める。

第7章第2節の《施策の体系》の図中「観光の」を「観光・M I C Eの」に、「コンベンション」を「M I C E」に改め、「熊本城の利活用」を「熊本城域の魅力向上」に改める。

第7章第2節の《事業の概要》の【観光客誘致活動の展開】から【熊本城の利活用】までを次のように改める。

#### **【観光客誘致活動の展開】**

①フィルムコミッションへの取組や各種広報媒体を効果的に活用した広報宣伝を積極的に行い、知名度の向上を図ります。

②九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を契機に、新幹線沿線都市からの観光客

をはじめ、熊本上海事務所を活用しながら東アジアの国々もターゲットに、九州内の各都市とも連携した観光客の誘致に取り組みます。

- ③多様化するニーズに対応するため、ICTを活用することで、本市への観光客誘致に取り組みます。

#### 【MICEの誘致】

- ①くまもとMICE誘致推進機構を中心とした、MICEの誘致・支援の強化に取り組みます。
- ②中心市街地に、MICE施設を整備します。

#### 【観光客受入態勢の整備】

- ①熊本城周遊バスの運行を行うほか、外国語を含めた観光案内標識や案内板の整備、交通施設や観光施設を中心とした公衆Wi-Fiの整備を計画的に進めるなど、より快適性・利便性の高い受け入れ態勢を整備します。
- ②城彩苑の総合観光案内所や、くまもと森都心プラザの観光・郷土情報センターにおいて、観光客に広く情報を提供するとともに、観光ボランティアなどを活用したおもてなしの向上に努めます。
- ③本市物産品や工芸品の振興に努めます。

#### 【観光イベントの開催と新たな観光資源の掘り起こし】

- ①熊本城を含めた中心市街地や江津湖一帯での四季折々のまつりなど、多彩なイベントの開催を通してにぎわいの創出を図ります。
- ②歴史のストーリーや水にちなんだ場所、温泉、古墳群、新幹線総合車両基地などを巡る新たな市内観光ルートや、阿蘇・天草、近隣市町村とのネットワークによる魅力ある観光ルートを開発します。

#### 【熊本城域の魅力向上】

- ①歴史的文化遺産・観光施設及び市民の公園としてその魅力を高めるよう、特別史跡「熊本城跡」の積極的な利活用を図ります。
- ②平成20年4月に完成した本丸御殿を適切に管理・運営するとともに、その利活用を図ります。
- ③城彩苑の利活用については、熊本城との共通入園券の発行や中心市街地の飲食店の情報提供などにより熊本城域の魅力を高め、中心市街地との回遊性の向上を図ります。

第7章第3節の現状と課題中「確かな販路を獲得するとともに、加工業者との連携等」を「ブランド化と販路獲得を図るとともに、6次産業化や農商工連携」に改める。

第7章第3節の《成果指標》の表中「19,000」を「27,000」に改める。

第7章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項中「市外」を「市内外」に、「展開します」を「展開するとともに、農水産物のブランド化を図ります」に改める。

第7章第3節の《事業の概要》の【担い手の育成と経営安定のための支援】の②中「経営改善のための助言・指導を行います」を「育成・活動を推進し、女性農業者の取組についても支援します」に改める。

第7章第3節の《事業の概要》の【担い手の育成と経営安定のための支援】の③中「育成します」を「支援します」に改める。

第7章第3節の《事業の概要》の【担い手の育成と経営安定のための支援】に次のように加える。

④ICT等の活用による安定した生産性の高い農業経営、企業の農業参入、農商工連携による農産物の高付加価値化を促進します。

第7章第3節の《事業の概要》の【環境と調和した農水産業の展開】の①中「適正使用」の次に「、木質バイオマス等の石油代替エネルギーの活用等」を加える。

第8章の説明文中「バスや市電の利便性向上に努め、公共交通機関を中心とした」を「公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に向け、「熊本市公共交通グランドデザイン」の具体化を図るため、熊本市公共交通基本条例に基づき」に改める。

第8章第1節の現状と課題中「から」の次に「、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし」を加え、「が、互いに連携する」を「が互いに連携する多核連携型の」に改め、「新たに制定された」を削る。

第8章第1節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Bの項中「都市景観条例や屋外広告物条例」を「熊本市景観条例や熊本市屋外広告物条例」に改め、同部Cの項中「ため、」の次に「子どもや高齢者も参加しやすいワークショップ等を開催するなど」を加える。

第8章第1節の《事業の概要》の【秩序ある土地利用への誘導】の②中「ため、」の次に「地域拠点に都市機能を集約するなど多核連携の都市構造の構築に向け」を加える。

第8章第1節の《事業の概要》の【地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】の①中「、都市景観条例の見直し」を削る。

第8章第1節の《事業の概要》の【公園整備と維持管理】の①中「維持管理と」を「公園の維持管理とともに、」に、「を行います」を「や修繕・改修による施設の長寿命化を図ります」に改める。

第8章第2節の現状と課題中「平成23年春の全線開業に向けた」を「平成23年3月の」に、「建設や」を「全線開業や、」に改める。

第8章第2節の基本方針中「九州新幹線開業と」を削る。

第8章第2節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部地域団体・NPOなどの款Bの項中「都心部」を「中心部」に改める。

第8章第2節の《施策の体系》の図中「新幹線及び」を削り、「促進」の次に「及び熊本駅東口（白川口）駅前広場の整備」を加える。

第8章第2節の《事業の概要》の【中心市街地のにぎわいの創出と回遊性の向上】の②を次のように改める。

②桜町地区の民間再開発事業の促進や、花畑地区の広場整備、さらには両地区の間に位置するシンボルプロムナードの整備を進めます。

第8章第2節の《事業の概要》の【新幹線及び鹿児島本線連続立体交差事業の促進】を次のように改める。

**【鹿児島本線連続立体交差事業の促進及び熊本駅東口（白川口）駅前広場の整備】**

①市街地の一体的発展と交通の円滑化を図るため、鹿児島本線等の連続立体交差事業を促進します。

②連続立体交差事業の完成に合わせ、交通の円滑化や乗換え利便性の向上を図るとともに、熊本の陸の玄関口にふさわしい環境空間を併せもった駅前広場を整備します。

第8章第2節の《事業の概要》の【熊本駅周辺のまちづくりの推進】の①中「や、熊本の情報発信と交流の促進を図る熊本駅前東A地区市街地再開発事業」を削る。

第8章第2節の《事業の概要》の【熊本駅周辺のまちづくりの推進】の②中「周

辺街路」を「駅前広場や周辺街路」に、「及び新幹線口となる西口駅前広場の新設並びに東口駅前広場を拡張整備し、交通の円滑化や乗換え利便性の向上に努めます」を「を進めます」に改める。

第8章第3節の現状と課題中「進展や」の次に「移動手段を持たない高齢者の増加、」を加え、「、バスや路面電車などの」を削り、「また過度に依存している自動車交通による交通渋滞等が問題となっています」を「その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線廃止や減便といったサービスの縮小が行われ、さらに公共交通利用者が減少するという悪循環に陥っています」に改め、「今後は」の次に「、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進し」を加える。

第8章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部市民の款Aの項中「移動時には」を「の日常生活において」に、

「○子どものころから公共交通機関に親しむ環境づくりに努めます。」

を

「○公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、公共交通の維持及び充実に努めます。

○公共交通の維持及び充実につながる意見を積極的に提言します。」

に改め、同部地域団体・NPOなどの款Aの項に次のように加える。

○公共交通空白地域及び公共交通不便地域等において、行政及び公共交通事業者と協働してコミュニティ交通導入を進めます。

第8章第3節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Aの項中

「○通勤時や業務による移動時に公共交通機関を積極的に利用するように努めます。」

を

「○通勤時や業務による移動時に公共交通機関をできる限り利用するように努めます。

○公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の維持及び充実に努めます。」

に、

「○所有する駐車場をパークアンドライド駐車場として活用するなど、積極的に協力します。」

を

「○所有する駐車場をパークアンドライド駐車場として活用するなど、積極的に協力します。

○公共交通事業者は、社会的役割を自覚し、行政と協力して公共交通の利便性を向上させます。」

に、「交通事業者」を「公共交通事業者」に改め、同表行政の部Aの項中

「○交通事業者と連携し、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。」

を

「○市民、公共交通事業者等と協力して、公共交通の維持及び充実のための施策を立案し、実施します。

○公共交通に関する施策を実施する際は、市民、公共交通事業者等の理解を深め、協力を得られるよう努めます。

○公共交通事業者と連携し、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。」

に、「交通事業者と協力し」を「公共交通事業者と協力し」に、「交通事業者とともに」を「公共交通事業者とともに」に、

「○利用者にとって快適な環境づくりに向け、電停やバス停の改良などに対し、積極的に協力します。」

を

「○事業者や公共交通事業者が行う利用促進に向けた取組に積極的に協力します。

○利用者にとって快適な環境づくりに向け、電停やバス停の改良などに対し、積極的に協力します。

○公共交通空白地域及び公共交通不便地域等において、地域の団体及び公共交通事業者と協働して、デマンドタクシーなどのコミュニティ交通の導入を進めます。」

に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【市民に身近な公共交通ネットワークの充実】の①中「バスの路線網」を「利用者にとって分かりやすく効率的なバスの路線網の

構築」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【市民に身近な公共交通ネットワークの充実】の②中「における」を「主要な乗換拠点における鉄軌道やバス路線等の」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【市民に身近な公共交通ネットワークの充実】の③中「編成」の次に「、鉄軌道や幹線バスなど基幹公共交通における輸送力の強化」を加える。

第8章第3節の《事業の概要》の【市民に身近な公共交通ネットワークの充実】の④中「交通不便地域の解消、地域の活性化を目的としたコミュニティバス、デマンドタクシー」を「公共交通空白地域及び公共交通不便地域等の解消に向けた、デマンドタクシーなどのコミュニティ交通」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【公共交通機関の利用促進】の①中「促進します」を「促進するため、バス専用レーンなど走行環境の改善に努めます」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【公共交通機関の利用促進】の②中「検討を進めます」を「など利用環境の改善に努めます」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【公共交通機関の利用促進】の③中「の取組み」を「公共交通機関の利用促進に向けた取組」に改める。

第8章第3節の《事業の概要》の【広域交通拠点の整備促進】の①中「図ります」を「図るとともに、地域拠点における新駅の設置に取り組みます」に改める。

第8章第4節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表市民等の部事業者の款Bの項中「看板」を「工事に関する看板」に改め、同表行政の部Bの項中

「○看板等に設置について、道路の適正な使い方を広報するとともに、指導を行います。」

を

「○工事に関する看板等の設置について、わかりやすい表示を行うとともに、適切な配置を指導していきます。」

に改める。

第8章第4節の《事業の概要》の【安全で快適な生活道路・歩道空間の整備】の③中「促進する」の次に「とともに歩道における歩行者の安全を確保する」を加える。

第8章第4節の《事業の概要》の【計画的で効率的な維持管理】中③を④とし、②の次に次のように加える。

③道路施設（トンネル、案内標識、道路照明灯、横断歩道橋、擁壁等）の点検を行い、適切な維持管理を行います。

第8章第5節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項に次のように加える。

○国や県と連携し、早急な河川整備の実現など総合的な治水対策を推進し、ハード・ソフト両面にわたる防災対策に取り組みます。

第8章第6節の現状と課題中

「■建築物の建築に際し、住民から良好な居住環境に配慮を求める要望などが増加していることから、その対応が求められています。」

を

「■超高齢社会や人口減少社会の中で、できる限り徒歩や自転車で日常生活が営めるような都市づくりを進めるために、中心市街地をはじめ地域拠点や利便性の高い公共交通軸沿線への居住機能の誘導を図る必要があります。」

■建築の分野においては、良好な居住環境に配慮を求める要望などが増加していることから、その対応が重要となっています。」

に、「一方、耐震化」を「また、耐震化」に、「対応が求められています」を「対応が重要となっています」に、「また、今後」を「一方、今後」に改める。

第8章第6節の基本方針中「建替・改善」を「建て替え」に改める。

第8章第6節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項中

「○建築協定制度などの活用による良好な居住環境づくりを誘導するための意識啓発に取り組みます。」

を

「○住生活基本計画を策定し、市民等と連携協力して良好な居住環境づくりに取り組むとともに、その進捗状況を管理します。」

○建築協定制度などの活用による良好な居住環境づくりを誘導するための意識啓発に取り組みます。」

に改め、同部Cの項中「ユニバーサルデザイン化」を「バリアフリー化」に改める。

第8章第6節の《施策の体系》の図中「建替・改善」を「建て替え」に改める。

第8章第6節の《事業の概要》の【良好な居住環境の誘導】中

「①建築協定制度の活用など、良好な居住環境に関する基準の作成、運用への助言を行います。」

を

「①中心市街地をはじめ地域拠点や利便性の高い公共交通軸沿線への住み替え等による居住機能を高めます。

②住生活基本計画を策定し、良好な居住環境を形成する施策を総合的かつ計画的に推進します。

③建築協定制度の活用など、良好な居住環境に関する基準の作成、運用への助言を行います。」

に改める。

第8章第6節の《事業の概要》の【建築物の耐震化やアスベスト対策等の推進】の②中「の支援を行います」を「に関する制度の見直しを行うなど支援の拡充を行うことにより、建築物の耐震化を推進します」に改める。

第8章第6節の《事業の概要》中【市営住宅の建替・改善】を次のように改める。

#### 【市営住宅の建て替え】

①老朽化した市営住宅の計画的な建て替えを進め、超高齢社会に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。

第8章第6節の《事業の概要》の【市営住宅等の居住環境の適切な維持管理】中②を③とし、①の次に次のように加える。

②住宅の修繕・設備の更新により市営住宅の延命化を図るための改善を進めます。

第8章第7節の《成果指標》の表中「耐震性能を有する」を「耐震適合性のある」に改める。

第8章第7節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第8章第7節の《事業の概要》の【水道施設の維持管理】の①中「計画的」を「水道施設整備実施計画の見直しを行い、さらに計画的」に改める。

第8章第7節の《事業の概要》の【水道水源の保全】の①中「支援」の次に「や

公益財団法人くまもと地下水財団との連携」を加える。

第8章第8節の協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担の表行政の部Aの項中「下水道ホームページ」を「ホームページなど」に改める。

4 **V** 基本計画の推進に向けての一部変更

編名を「**VII** 基本計画の推進に向けて」に改める。

説明文中「及び各分野別施策」を「、各分野別施策、危機管理及び区別計画」に改める。

**1** 協働と自主自立によるまちづくりの《主な取り組みの概要》の【市政への市民参画】の①を次のように改める。

①熊本市自治基本条例及び熊本市市民参画と協働の推進条例に基づき、市民参画と協働の取組を推進します。

**2** 信頼される市政運営の《主な取り組みの概要》の【窓口サービスの向上】に次のように加える。

④社会保障・税番号制度の導入に伴い、行政事務の効率化を図るとともに、市民の利便性の向上に努めます。

**2** 信頼される市政運営の《主な取り組みの概要》の【適正な事務の執行】の②中「取り組みます」を「取り組み、オンブズマン制度の適正な運用を図ることなどにより、市政に対する理解と信頼の向上を図ります」に改める。

**3** 効率的で質の高い行政運営の《主な取り組みの概要》の【戦略的かつ効率的な施策展開の推進】を次のように改める。

**【戦略的かつ効率的な施策展開の推進】**

①総合計画を着実に推進していくため、行政評価による進行管理を行っていきます。具体的には、政策及び施策ごとの目標達成状況を把握するとともに、手法の有効性などについて評価検証を行い、より実効性の高い施策、事業への改善を加えながら目標達成に努めるなど、PDCAサイクルに基づく行政評価を実施していきます。

②将来を見据えた、中長期的なまちづくり構想に資するための調査研究を進めます。また、庁内各局の政策調整機能を強化し、局が主体的に施策・事業を企画・立案・実施するとともに、より効率的で効果的な施策展開を図るため、部局間の連携を強化し、横断的な取組を進めます。

③市政運営の基本方針及び重要施策については、市政経営会議や経営戦略会議の開催により、政策決定過程の透明性を確保するとともに、迅速かつ戦略的な方針決定を行います。

④本市の魅力を「熊本シティブランド戦略プラン」に基づき、国内外に広くかつ効果的に発信していきます。

⑤大学コンソーシアム熊本や大学等の高等教育機関、民間企業等との産学官連携により、魅力的なまちづくりを進めていきます。

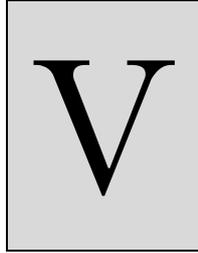
〔4〕市域を越えた広域的連携の現状と課題中「熊本中央広域市町村圏協議会」を「熊本都市圏協議会」に改める。

〔4〕市域を越えた広域的連携の「主な取り組みの概要」の【近隣市町村との広域連携施策の推進】の②中「熊本中央広域市町村圏協議会」を構成する市町を「熊本都市圏協議会」を構成する市町村に改める。

〔4〕市域を越えた広域的連携の「主な取り組みの概要」の【九州各都市との広域連携施策の推進】の①中「鹿児島両市との3都市」を「北九州・鹿児島各市との4都市」に改める。

5 〔V〕 危機管理及び 〔VI〕 区別計画の追加

〔IV〕 分野別施策の次に次の2編を加える。



## 危機管理

---

近年、風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えるとともに、発生時には関係機関との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須であり、そのための総合的な危機管理体制の構築を進めます。

## ■危機管理の基本方針

「危機管理」とは、危機事象発生の可能性に対応し、①被害の発生防止や軽減が図れるよう備え、また、②被害が発生した場合は、迅速な対応を実施し、被害を最小限に抑えるとともに③再発防止の対策を実施することをいいます。

「危機事象」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼす恐れのある事態をいい、本市では、「災害」、「武力攻撃事態等」及び「事件等の緊急事態」の三つに大別します。

これらの幅広い危機事象に対応するためには、平常時から危機事象を想定した予防対策に最善を尽くすとともに、危機事象発生時及び発生後の対応準備に万全を期すことが必要です。

また、危機事象が発生した場合には、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるための緊急対策が必要となります。

さらに、危機事象収束後には、市民生活の速やかな回復を図るため援護するとともに、危機事象の再発防止や被害の軽減、緊急対策の改善のための総合的な検証が必要となります。

このような危機事象への対応については、関係機関及び市民との連携が不可欠であり、また、それぞれの危機管理意識の向上と役割の把握が必要であるため、危機管理に関する基本的な方針を示すことで、各々の事象に応じた危機管理に関する計画づくりやマニュアルの作成を促し、総合的な危機管理体制の構築を図ります。

### 【基本方針】

- 危機管理に関する基本的な指針を示し、総合的な危機管理体制を構築します。
- 危機事象への対応については、関係機関及び市民との連携を図ります。

## ■危機事象の定義

### 1 「災害」

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいいます。

《例》風水害、地震、津波、原子力災害、海上災害、航空機災害、特殊災害など

## 2 「武力攻撃事態等」

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」等をいいます。

《例》着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃など

## 3 「事件等の緊急事態」

事件等の緊急事態とは、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機事象をいいます。

《例》交通・バスジャック、爆発（不発弾、庁舎等）、施設管理（火災、器物破損、不法侵入）、インフラ（断水・漏水、停電）、環境汚染（光化学スモッグ、水質汚濁等）、BSE、感染症（食中毒、新型インフルエンザ等）

# ■危機管理の段階に応じた対応

## 1 事前対策

市は、事前対策として、平常時から本市に特徴的に見られる自然災害、広域にまたがる環境被害や感染症等様々な危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。

《例》危機事象に関する調査、対応計画や行動マニュアル等の作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化 等

## 2 緊急対策

市は、危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるための緊急対策を迅速に実施します。

《例》危機事象対応の専門体制の組織化、市民との双方向による情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、関係機関との連携及び公共機関等への応援要請、市民への迅速かつ的確な情報提供 等

## 3 事後対策

市は、事後対策として危機事象が収束した後には、市民生活の速やかな回復を図るため援護するとともに、危機事象の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な検証を行います。

《例》被災者等の生活援護、市民ボランティア等支援コーディネート、危機管理全体の総合的な検証、予防及び被害の軽減など改善策の明確化、各事象に対応する計画や行動マニュアル等の見直し・改善 等

## ■危機事象に対応できる体制づくりのための役割分担

### 1 市民、地域団体の役割

平常時から様々な危機事象や危機管理について学んだり考えたりする機会に積極的に参加する他、避難用具や非常食等を身近に確保するなど、個人・各家庭レベルでも非常時に備えます。

また、日頃より自主防災クラブ等地域団体間の連携を促進するとともに避難訓練等を通じて自助・共助の精神を更に高め、危機事象が生じた際には、被害者の援助や被害を最小限に食い止めることに努めるものとします。

### 2 事業者の役割

管理する施設、組織等における危機事象の発生を抑止するとともに、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。

また、地域社会の一員として、積極的に市民、地域の各種団体等と相互に連携・協力するように努めるものとします。

### 3 行政の役割

行政の基本的責務は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することです。

そのため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機事象に係わる対策を総合的かつ横断的に推進する体制を整えます。

また、法令に基づく計画及びこの基本方針に基づく計画、並びにそれぞれの計画の実施にあたって必要な細部計画やマニュアル等を策定し、取るべき行動をわかりやすく整理し、それに基づき適切に対処するものとします。

職員においても、常に危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機事象発生時は、直ちに従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を有します。



## 区別計画

---

暮らしやすさを実感できる都市としてさらに発展していくために、各区において、それぞれの魅力と特性を生かしたまちづくりを進めます。

■各区の「めざす区の姿」と「まちづくりの視点」

<p>中央区</p>	<p style="text-align: center;"><b>新たな出会いと未来創造の<sup>まち</sup>都会</b> ～つながる、中央区。～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる</li> <li>・“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる</li> <li>・“ほっと”できる安全で安心なまちをつくる</li> <li>・“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる</li> </ul>
<p>東区</p>	<p style="text-align: center;"><b>自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち</li> <li>・誰もが安全で安心して過ごせるまち</li> <li>・誰もがいきいきと暮らせるまち</li> <li>・美しい自然を守り育てふれあえるまち</li> <li>・暮らしやすく活気あふれるまち</li> </ul>
<p>西区</p>	<p style="text-align: center;"><b>金峰望む 華のあるまち西区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心のまちづくり</li> <li>・子育てしやすいまちづくり</li> <li>・楽しさあふれるまちづくり</li> <li>・農水産業を生かしたまちづくり</li> </ul>
<p>南区</p>	<p style="text-align: center;">～ みんなでつなぎ、みがき、ひろげる ～ <b>いきいき暮らしのまち 南区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農と漁業を誇れるまち</li> <li>・歴史・文化を育むまち</li> <li>・自然と共生した住みやすいまち</li> <li>・みんなが健康で元気なまち</li> <li>・地域ぐるみで子どもを育てるまち</li> <li>・安全・安心なまち</li> </ul>
<p>北区</p>	<p style="text-align: center;"><b>ず～っと住みたい“わがまち北区”</b> ～歴史・自然・文化・人がつながり 個性輝くまちをめざします～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康と暮らしの安全・安心の向上</li> <li>・住みやすい住環境の整備</li> <li>・まちの賑わいと産業の振興</li> <li>・地域資源の継承と活用</li> <li>・住民自治と協働の推進</li> </ul>

# 中央区

## ■区の概況

中央区は本市のほぼ中央に位置しており、他の4つの区と隣接し19の小学校区で構成されています。

城下町を中心に市街地が発展してきたエリアで、熊本城周辺に中心市街地が形成され、ほぼ全域が市街地となっています。区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水の潤いなど自然にも恵まれています。

人口は約18万4千人と5つの区の中では2番目に多い一方で、面積は約25km<sup>2</sup>と最小であり、人口密度が突出して高く、人口が集中している地域です。また、他区からの通勤・通学、買い物客等が多いため、昼と夜の人口の差が大きいという特徴があります。人口推移は、1995（平成7）年から2010（平成22）年の15年間で約8千人増加しています。年齢別人口構成では、「15歳未満」と「15歳～64歳」の割合がともに減少し、逆に「65歳以上」の割合が増加傾向にあります。また、世帯あたりの人員については、単身世帯の増加や核家族化により年々減少する傾向にあります。

## ■現状及び課題

中央区においても、将来的には人口減少やさらなる高齢化が予想され、地域での支え合いや災害等の対応など地域コミュニティの重要性が改めて再認識されています。

このような状況を背景として、まちづくりを進めるにあたって、以下のような課題があります。

- ①歴史・文化を活かしたまちの魅力の向上
- ②まちの賑わいと活力の創出
- ③自然災害への備えと事故・犯罪の防止
- ④地域での支えあいの推進

## ■めざす区の姿

### 新たな出会いと未来創造の<sup>まち</sup>都会 ～つながる、中央区。～

中央区は、多くの人々が暮らし、集い、活動するまちです。ここでは、人、もの、こと、情報などとのたくさんの出会いがあり、日々さまざまな形の「つながり」が生まれています。みんながこれら一つひとつの「つながり」を大切に活かし、そこから生まれる新たな発見をとおして、心豊かで活力ある未来を創り出しています。

ここでは、みんなが支えあって、いきいきと暮らしながら、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、だれもが自分の持てる力を発揮し、夢を未来につなぐことができます。そして、身近な自然や歴史・文化を学び、まちの誇りとして磨き、このまちならではの魅力を未来に引き継いでいます。

私たちは、このような中央区をめざします。

## ■まちづくりの視点

### “きらり” とひかる品格ただようまちをつくる

今につながる伝統ある歴史や文化、「森の都」と称された市街地や立田山の緑、水前寺江津湖の清らかな湧水など、魅力ある資産を大切に育てます。

また、歴史、文化、自然が共存しているこの地に暮らすことに誇りを持ち、来訪者を暖かく迎え入れ、もう一度訪れたくなるような、誰にとっても心地よい心豊かなまちをつくれます。

- ・身近なまちの歴史や自然、文化を学び、育む機会の充実
- ・熊本城をシンボルとした城下町の風情の保全と創造
- ・おもてなしの心、笑顔にあふれたまちづくり
- ・「花いっぱい」など清潔で美しい生活環境づくり

## “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

都市機能の充実を図りながら、集いの場、憩いの場としての中心市街地の魅力をさらに向上させます。

また、各地域の商店街や観光・文化施設などが連携して、中心市街地をはじめ水前寺や江津湖などの回遊性を高めるとともに、まちに集う様々な人々が交流し、それぞれの能力を活かすことで、新しい魅力と活力を生み出すまちをつくります。

- ・歩きたくなる中心市街地の魅力の向上と発信
- ・身近な商店街の利用の増加と魅力向上
- ・若者や女性など多様な人材が活躍できる環境づくり
- ・文化・芸術あふれるまちの魅力向上

## “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

日頃からの区民相互の交流をとおして地域のつながりを築きます。

その中で、地域全体で防災への関心を高め、災害時の協力体制をつくとともに、区民が協力して子どもや高齢者の安全を見守り、青少年の非行や犯罪を防止するなど、地域で互いに支えあう事故や犯罪の起きにくいまちをつくります。

- ・挨拶や行事参加をとおした区民のつながりづくり
- ・地域での防災訓練の実施やハザードマップ作成の推進
- ・地域や学校、警察などの関係機関の連携強化
- ・登下校時の見守りなど通学路の安全確保

## “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

区民一人ひとりが自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者や子育て中の人などが周囲から孤立せずに、みんな仲良くいきいきと暮らせるための環境づくりに取り組みます。

また、障がいのある人も地域の中で暮らしやすいよう支援し、誰もが生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるまちをつくります。

- ・高齢者を孤立させない仕組みづくり
- ・子育て支援や悩みを相談できる交流の場づくり
- ・障がいのある人が自らの能力を発揮できる場づくり
- ・生活習慣病予防などの校区で取り組む健康づくり

## ◎多核連携都市（快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間）の形成

熊本市のシンボルとなる熊本城を有し、高次な都市機能が集積した中心市街地や、地域の生活サービス機能の核となる地域拠点（子飼地区、水前寺・九品寺地区、平成・南熊本駅周辺地区）への都市機能集積を促進し、効率的に日常生活サービスが受けられる拠点づくりを行います。また、公共交通の利便性向上を図るとともに、中心市街地や地域拠点、市電等の公共交通沿線に居住を促進することで、区民の誰もが移動しやすく、快適で暮らしやすい多核連携都市の形成を図ります。

## ○土地利用

中心市街地では県域の中核を担う商業・業務機能などの高次な都市機能を集積し、地域拠点では各地区の特徴を活かした拠点を形成するなど、生活利便性の維持・向上に向けた土地利用の誘導を図ります。

## ○都市交通体系の整備

バスターミナルの再整備等の公共交通の利便性向上や道路交通ネットワークの強化によって、中心市街地や地域拠点相互の連携を図るとともに、快適な歩行空間や自転車利用環境の形成に取り組みます。

## ○市街地等の整備

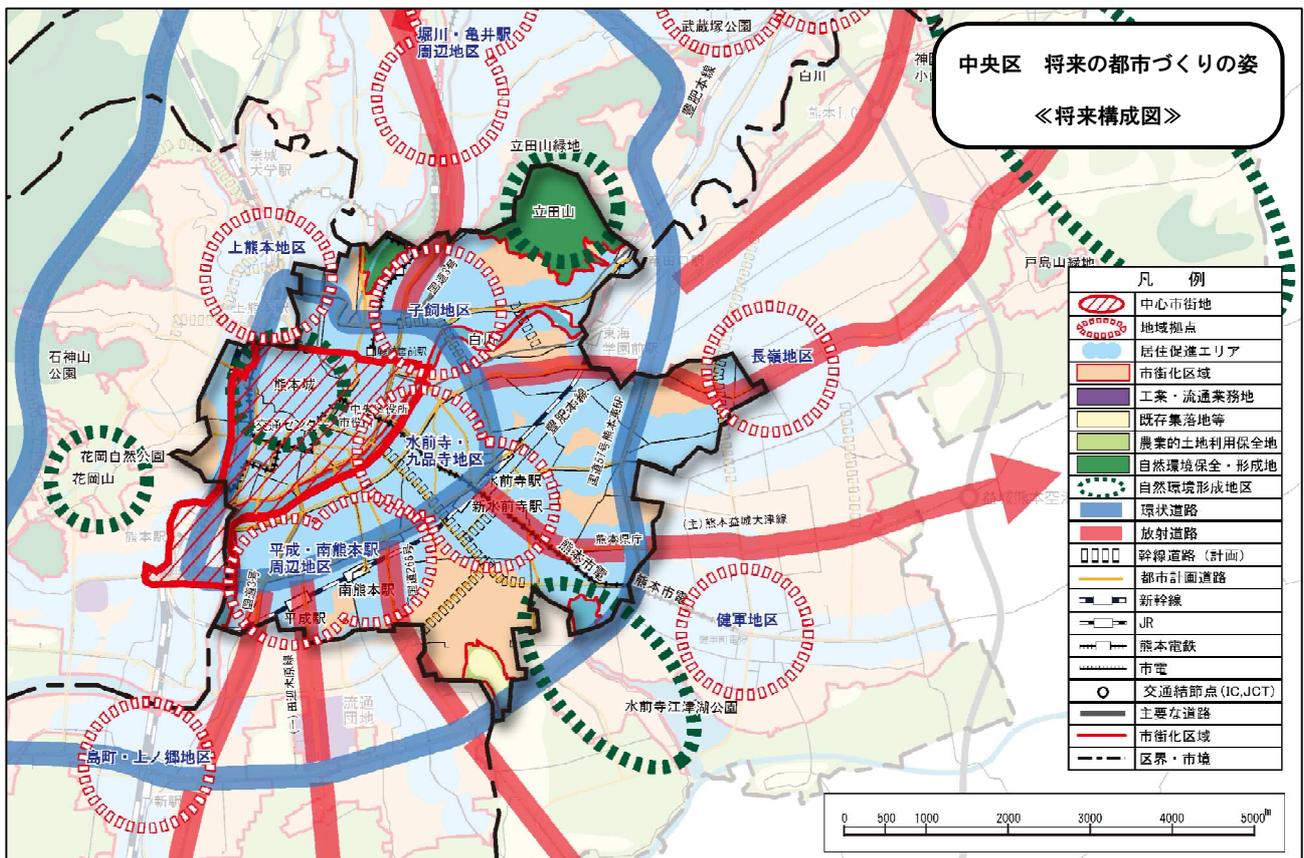
多様なライフスタイルに対応した都市型住宅の供給促進、オープンスペース創出等による良好な居住環境を形成し、熊本城や水前寺成趣園等と調和した熊本らしい風格ある都市空間づくりを目指します。

## ○自然環境の保全・公園緑地等の整備

熊本城や立田山、江津湖周辺等の都市部の豊かな自然環境を保全し、身近に自然と触れ合うことのできる憩い空間としての環境づくりを進めます。

## ○都市景観の形成

熊本城周辺や水前寺周辺地域等では重点的に景観形成を図るとともに、新町・古町地区では城下町の風情を感じられる景観の保全に努めます。



# 東区

## ■区の概況

東区は、本市の東部に位置し、区域内には九州自動車道が走るほか、国道 57 号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線も走っています。また、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖が広がる、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域です。

人口は、平成 22 年国勢調査では、188,082 人で、5 つの区の中で最も多く、一部、人口減少に転じている校区はあるものの、東区全体では、現在も増加傾向にあります。

年齢構成別人口では、15 歳未満の割合は 16.0%と 5 つの区の中で最も高いものの、年々減少傾向にあり、65 歳以上の高齢化率は 17.8%と他の区と比べると低いものの、ここ 10 年で 4%の伸びを示すように増加傾向にあり、東区も少子高齢化が進んでいます。

また、世帯数についてはここ 10 年で約 8,000 世帯増加し、世帯当たり人員は約 2.7 人から約 2.5 人と単身世帯や核家族化により減少傾向にあります。

## ■現状及び課題

東区は、公共施設や商業施設、さらには基幹道路などの都市機能と市民のオアシスである江津湖や運動公園を配する託麻三山などの自然環境が調和した住環境に優れたまちです。各地域では、校区を単位としたまちづくりに積極的に取り組まれています。近年の人間関係の希薄化、価値観の多様化、さらには少子高齢化などまちづくりを取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、災害への対応や防犯、子育て、高齢者対策など多様な分野で行政だけでは解決できない問題が出てきている一方、交通網の整備、産業の活性化等の地域課題もあります。

## ■めざす区の姿

### 自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

東区は、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちを目指していきます。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

## ■まちづくりの視点

### 人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

私たちが生活している地域のコミュニティ機能を高めていくために、地域の行事や文化活動等を通じて、住民相互の交流や地域団体の連携、また新たな担い手の育成を図るなど協働と自主自立のまちづくりを進めていきます。

- ・ 区民への情報提供の充実や、区民の交流の輪を広げる取り組み等による地域活動への参加促進
- ・ 自治会等の運営支援や地域団体間の連携推進
- ・ 次代のリーダー等を育成する体制づくり
- ・ 地域の歴史遺産・文化財を次世代に継承する活動の促進と、新たな地域文化の創造

### 誰もが安全で安心して過ごせるまち

自助・共助・公助の理念のもと、防犯や交通安全、また災害対策に関する地域活動の推進と啓発に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

- ・ 防犯パトロールの実施や区民の防犯意識向上のための啓発活動の実施
- ・ 地域の各関係団体と連携したキャンペーン等の交通安全対策の推進
- ・ 地域が実施する防災訓練の強化促進や地域における防災体制の充実による災害に強いまちづくり

## 誰もがいきいきと暮らせるまち

住み慣れたまちで誰もが健康で生きがいをもって暮らしていくために、生活習慣病等の疾病予防や子育て支援、また高齢者や障がいのある人へのきめ細かな支援など、地域全体で助け合うまちづくりを進めていきます。

- ・生活習慣病予防や歯科保健、食育等の健康づくり活動の推進
- ・地域全体で子どもの成長を支え、安心して子育てができる子どもの育成環境づくり
- ・高齢者や障がいのある人を地域全体で見守り、支え合う体制の充実と、地域活動に参加しやすい機会の提供

## 美しい自然を守り育てふれあえるまち

江津湖や託麻三山をはじめ、地域で大切に守られている自然環境を将来にわたって保全・活用し、また区の特徴でもある住宅地との共存のため、ごみの適正処理や清掃活動などの生活環境の美化に取り組むまちづくりを進めていきます。

- ・地域の自然を守り育てるための活動支援、地域住民に対する地域資源のPRと活用の推進
- ・地域全体での清掃活動の推進やごみ出しルールの遵守、ごみ減量化によるまちの美化活動の推進

## 暮らしやすく活気あふれるまち

地域に根ざした商店街や農業等の活性化を支援するとともに、誰もが安心して快適な生活が営まれるよう都市施設の整備と利便性の向上を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

- ・商店街や農業の地域連携の取り組みを生かした地域経済の活化
- ・生活に密着した道路整備の促進や地域住民の参画による区内公共交通機関の利便性の向上

## ◎多核連携都市（快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間）の形成

地域の生活サービス機能の核となる地域拠点（健軍地区、長嶺地区）への都市機能集積を促進し、効率的に日常生活サービスが受けられる拠点づくりを行います。また、公共交通の利便性向上を図るとともに、地域拠点や市電等の公共交通沿線に居住を促進することで、区民の誰もが移動しやすく、快適で暮らしやすい多核連携都市の形成を図ります。

## ○土地利用

地域拠点等での商業機能等の維持・充実、熊本インターチェンジ周辺等での流通業務機能等の維持・更新、郊外部の既存集落地での農業生産環境等との調和に配慮した維持・活性化など、バランスの取れた土地利用の誘導を図ります。

## ○都市交通体系の整備

阿蘇くまもと空港や熊本インターチェンジ等へのアクセス向上を図り、地域拠点間の連携強化のための都市計画道路の整備を推進するとともに、健軍地区の交通結節機能の強化などの公共交通の利便性向上を進めます。

## ○市街地等の整備

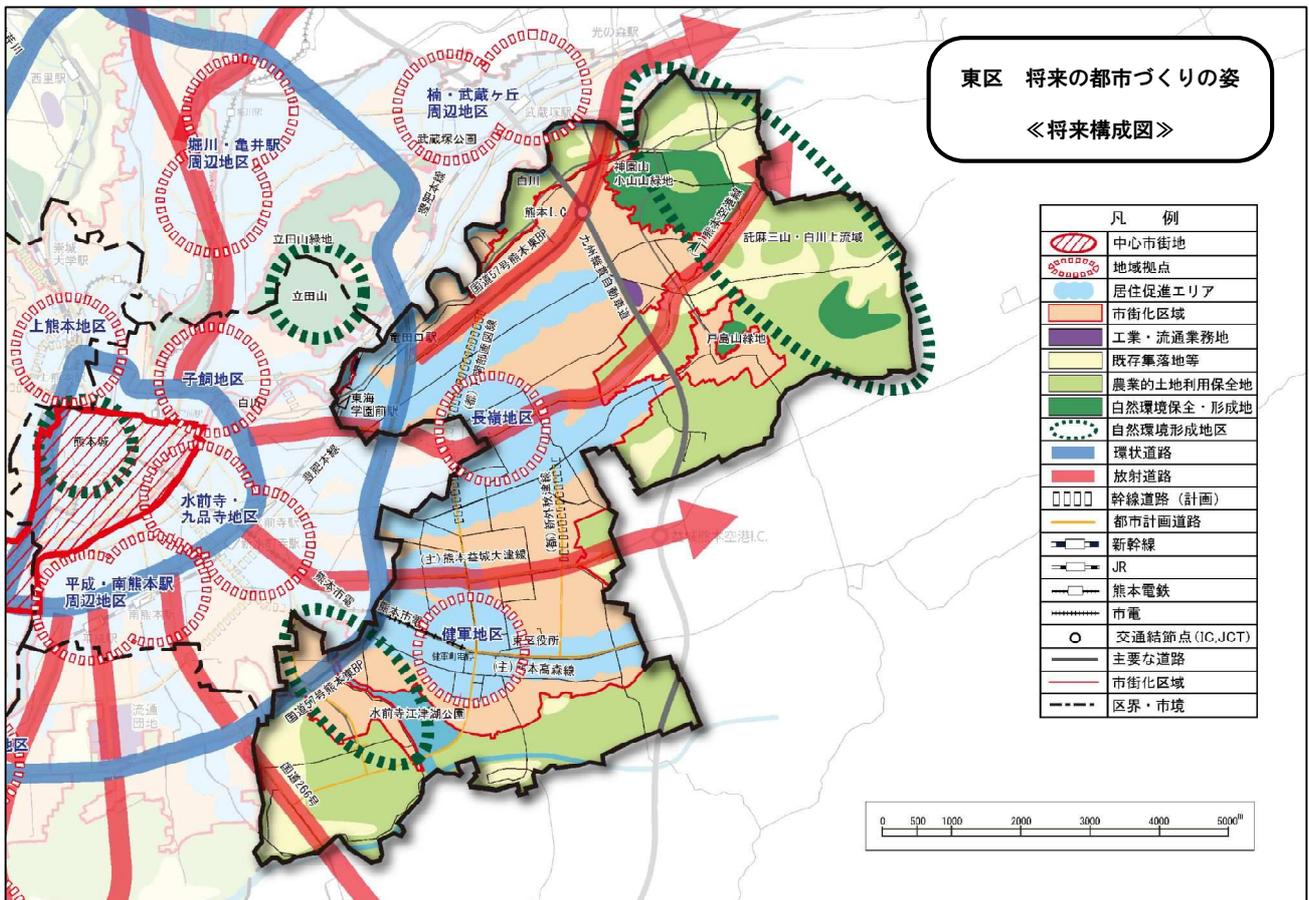
熊本インターチェンジ周辺では流通業務施設の集積を促進し、郊外部では自然や景観等の地域特性や環境に配慮した生活環境を維持するなど、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。

## ○自然環境の保全・公園緑地等の整備

江津湖周辺や託麻三山等の豊かな自然環境を保全・活用するとともに、熊本市動植物園や熊本県民総合運動公園等のレクリエーション拠点の形成を図ります。

## ○都市景観の形成

江津湖周辺や白川沿岸地域等では、重点的に景観の形成を図ります。また、主要地方道熊本益城大津線に近接した地区では「熊本空港周辺景観形成地区」として、田園風景と調和した景観形成を図ります。



# 西区

## ■区の概況

西区の中央部から北部にかけて金峰山系の山地があり、南部に平野部が広がっています。平野部には東西に阿蘇山を源とする白川や北区の改寄町付近を源とする坪井川・井芹川が貫流し、日本最大級の干潟を有する有明海に注いでいます。

また、面積は 88.8 平方キロメートルで、本市の 22.8%を占めており、土地の利用としては、田畑や山林が約 7 割を占め、宅地は 2 割弱となっています。

西区の人口は、平成 22 年現在、93,805 人で本市の 12.8%を占め、人口は 5 区の中で最も少ない状況ですが、県内の他都市と比較すると第 2 位の八代市（13 万 2 千人）と第 3 位の天草市（8 万 9 千人）の中間に位置しています。近年、一部の校区での人口増加はあるものの、全体として人口の減少が続いています。また、65 歳以上の高齢者が占める割合は、本市の 5 区の中で最も高く 25.2%となっています。

## ■現状及び課題

西区は金峰山や有明海など豊かな自然を有し、その恵みにより古くから農水産業が営まれてきました。また、今日まで先祖代々、祭りや神楽などの伝統・文化も受け継がれるなど、地元の結びつきも比較的強い地域といえます。

このような中、まちづくりを進めていくにあたって、以下のような課題があります。

- ①防災対策、交通安全・防犯対策、高齢者の見守りなど安全安心なまちづくり
- ②子育て・買物のしやすさ、生活道路等の整備など生活環境の一層の整備
- ③幹線道路・公共交通網の整備促進
- ④自然環境の保全及び伝統文化の継承
- ⑤農水産業振興、観光振興など産業振興と賑わいの創出
- ⑥熊本駅及び熊本港の利活用

## ■めざす区の姿

### 金峰望む 華のあるまち西区

海のめぐみ、山のめぐみ、大地のめぐみ、いにしえからの歴史、息づく伝統・文化などを活かし、区民誰もがいつまでも健康に暮らすことができ、西区全体にいろいろな華が咲き誇る明るい笑顔があふれるまち。こんな素敵なおまちとなるよう、区民と行政が協働でまちづくり『華づくり』に取り組みます。

※「華」には「よく繁栄するさま、盛んになるさま」という意味もあります。このようなことから、区民の皆さんをはじめ恵まれた自然や伝統・文化、農水産物などを西区の魅力を作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることで、それぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めています。

## ■まちづくりの視点

### 安全安心のまちづくり

西区は自然が豊かな反面、自然災害の危険も高く、大雨による河川の氾濫やがけ崩れ、台風による高潮や地震による津波等の災害に備えて、更なる対策を講じておく必要があります。そのため、災害時の関係機関との情報共有や災害時要援護者の安全確保を図るほか、日ごろから見守りが必要な高齢者の支援を行うなど、災害に強く誰もがいつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

- ・ 治水対策などに取り組むとともに、災害時の迅速な対応に向けた関係機関との情報の共有化
- ・ 災害時要援護者の的確な把握による災害時の安全確保
- ・ 見守りが必要な高齢者の支援
- ・ 障がいの有無にかかわらず、誰もが健康で生きがいを持ちながら安心して暮らせる健康づくり・生きがいづくり

### 子育てしやすいまちづくり

まちづくりビジョン策定に伴い実施した区民アンケート結果によると、西区の住環境に対する住民の満足度は総じて高いものの、子どもを産み育てやすい環境の充実などが求められています。また、安心して学び遊べる環境づくりや地域ふれあい交流活動の推進など、より子育てしやすいまちを目指します。

- ・ 良好な住環境を活かした、子どもを生み育てやすい環境の整備
- ・ 母と子の健康づくりの推進
- ・ 地域における子育て支援の充実
- ・ 子どもたちの通学路の安全性確保など安心して学び、遊べる環境づくり
- ・ 子どもたちの地域参加活動や地域ふれあい交流活動の推進

## 楽しさあふれるまちづくり

西区は、多くの湧水や豊かな緑などの自然に恵まれるとともに、祭りや神楽など地域に根ざした多くの伝統・文化が息づいています。多くの市民や観光客に訪れてもらえるよう、情報発信や農村景観や都市景観の向上に努めるほか、交通拠点である JR 熊本駅や熊本港からの観光ルートを整備するなど、豊かな自然や伝統・文化を活かした賑わいのあるまちを目指します。

- ・ 金峰山系の豊かな自然や地域に根ざした伝統・文化を磨き上げ、魅力を高め、次世代へ継承
- ・ 自然環境を生かした農村景観や、都市空間デザインに配慮した都市景観の向上
- ・ 熊本駅や熊本港など交通拠点からの観光ルートの整備による市民や観光客の利便性向上
- ・ 熊本駅周辺への商業・業務施設の誘導など都市機能の集積による賑わい創出

## 農水産業を生かしたまちづくり

西区は、海の恵み、山の恵み、大地の恵み豊かな地域であり、農業産出額は本市の3割、漁業生産額は7割を占めています。そこで、減少傾向にある担い手の育成のほか、安全安心でおいしい地元農水産物の認知度向上や市民の台所である田崎市場の利活用を図るなど、魅力ある熊本ブランドの育成と発信を行い、農水産業を生かしたまちづくりを進めます。

- ・ 西区の多様な農業と水産業の担い手育成
- ・ 安全安心でおいしい地元農水産物に対する市民の認知度向上による地産地消の推進及び田崎市場の利活用
- ・ 全国はもとより東アジアに向けた安全安心で質の高い熊本ブランドとしての情報発信
- ・ 地元農水産物等の地域資源を活かした農業体験などの活動支援による地域活性化

## ◎多核連携都市（快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間）の形成

中心市街地に位置し広域交流拠点となる熊本駅周辺や、地域の生活サービス機能の核となる地域拠点（城山地区、上熊本地区）への都市機能集積を促進し、効率的に日常生活サービスが受けられる拠点づくりを行います。また、公共交通の利便性向上を図るとともに、中心市街地や地域拠点、主要なバス路線や市電等の公共交通沿線に居住を促進することで、区民の誰もが移動しやすく、快適で暮らしやすい多核連携都市の形成を図ります。

## ○土地利用

広域交流拠点の熊本駅周辺での拠点性の向上、地域拠点等での商業機能等の維持・充実、郊外部の既存集落地での農業・漁業生産環境等との調和に配慮した維持・活性化など、地域特性に応じた土地利用の誘導を図ります。

## ○都市交通体系の整備

都市計画道路熊本西環状線等の広域道路交通ネットワークの形成を図りつつ、熊本駅等での交通結節機能の強化やコミュニティ交通の導入などの公共交通の利便性向上、歩行空間や自転車利用環境の形成に取り組みます。

## ○市街地等の整備

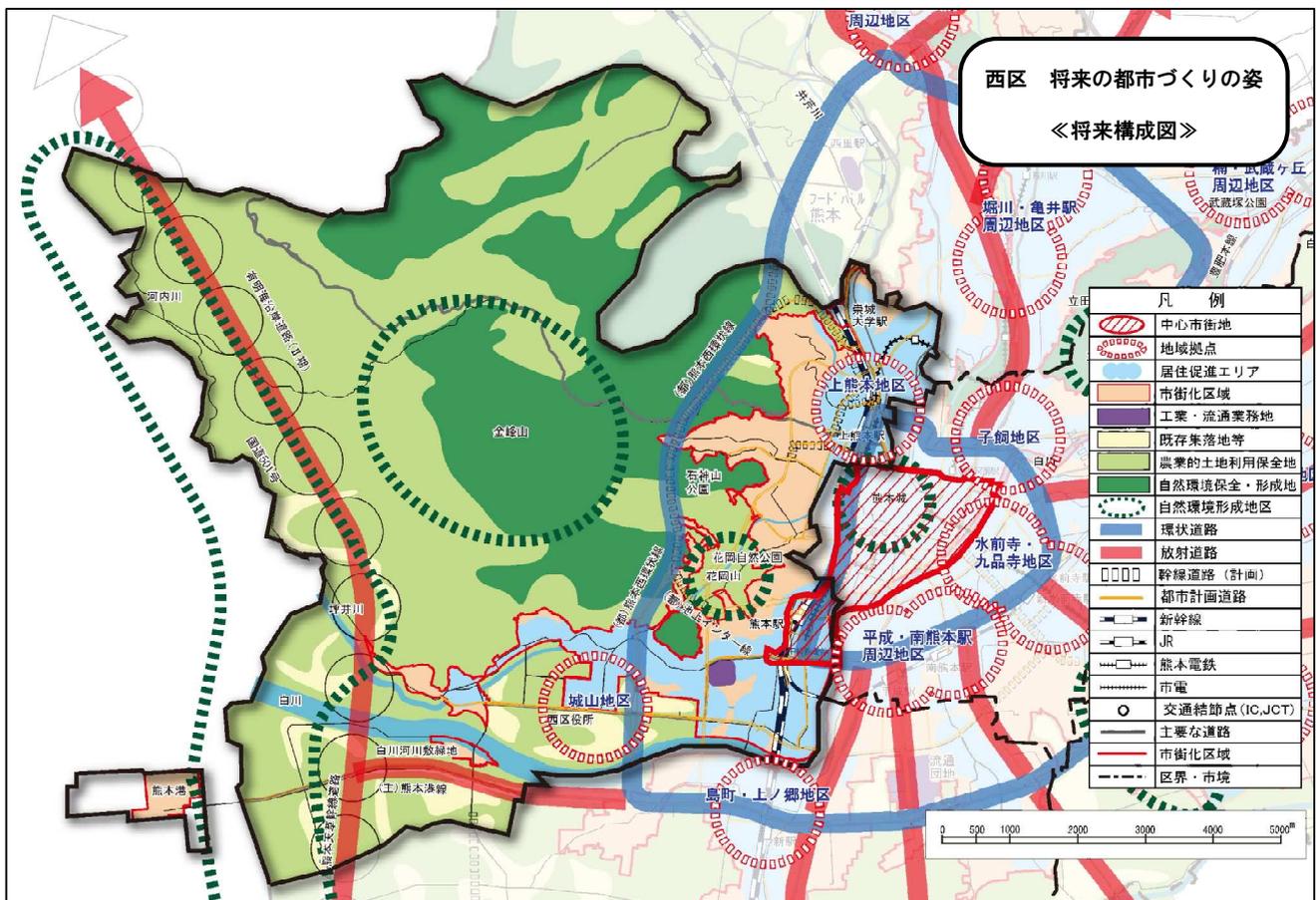
熊本駅周辺では陸の玄関口に相応しい拠点形成に取り組むとともに、郊外部では自然や景観等の地域特性や環境に配慮した生活環境を維持するなど、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。

## ○自然環境の保全・公園緑地等の整備

金峰山や有明海沿岸部等は、豊かな自然環境を保全するとともに、自然と親しめるレクリエーション環境の創出を図ります。

## ○都市景観の形成

多くの市民や観光客が訪れることで新たな交流を促進するため、本妙寺や池辺寺跡、三賢堂等の歴史的資源の景観の保全に努めます。



# 南区

## ■区の概況

南区は、本市の南部に位置し、北は西区・中央区に、東は東区、嘉島町・甲佐町・御船町に、南は宇土市・宇城市に接しています。区内の大部分は水田からなる農業の盛んな地域で、加勢川、緑川が東西に貫流し、加えて天明新川や浜戸川など多くの中小河川が区内を流れています。

四季を彩るのどかな田園風景、全国屈指の生産量を誇るナス、トマトの他、メロンやきゅうり、花き、海苔、ハマグリ等の豊かな農水産物、アクアドームや浜線健康パークなど健康づくりの拠点となるスポーツ施設の集積、城南・富合の工業団地や熊本流通業務団地などの製造、流通の拠点、多くの国、県、市の指定文化財や史跡等の歴史的資源、身近に親しむことのできる山・川・海の自然等、南区にはたくさんの“たからもの”があります。

人口は、122,600人、世帯数は43,499世帯（いずれも平成22年国勢調査確定値）となっており、平成7年以降、増加傾向にあります。5区の中では、人口、世帯数とも4番目となっています。

## ■現状及び課題

南区は、加勢川、緑川などの一級河川が東西を貫流し、拠点的な公園緑地を有する自然豊かな地域で、区域の半分以上を占める農地では、米、麦のほか施設園芸も盛んに行われ、漁業資源にも恵まれています。また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われています。

しかし、近年の地域コミュニティの希薄化や高齢化社会の進展、防災や防犯への対応、子育て中の親の孤立化など課題も多く、このような課題を解決していくためには、自助、共助、公助の役割分担とその意識を高めながら、区民、事業者、地域団体等と行政が協働でまちづくりに取り組むことが求められています。

## ■めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～

### いきいき暮らしのまち 南区

『いきいきとした自然や緑が生まれ、活きの良い水産物、新鮮な農産物がとれ、永い歴史・文化が息づき人々が活発に交流し、暮らしの中に伝統文化のある粋で、子どもから大人までが、安全で健康に生き生きと暮らす』

このようなまちづくりを、世代を超えて絆をつくり、南区の魅力を磨きあげ、地域全体と将来に向かって広げていきます

## ■まちづくりの視点

### 農と漁業を誇れるまち

平坦で肥沃な農地、遠浅で内海の有明海といった自然条件を活かした、多彩な農水産物は南区の大きな魅力です。一方では、地元の消費者へその情報が届いていない現状や後継者不足、従事者の高齢化等への対応も求められています。

そこで、活きの良い水産物、新鮮な農産物の恵み豊かな、『農と漁業を誇れるまち』をめざします。

- ・ 次の世代への農漁業の継承
- ・ 生産者の顔が見える安全安心な農水産物の提供
- ・ 多彩な農水産物への関心を高めることによる地産地消の推進

### 歴史・文化を育むまち

史跡、伝統工芸、伝統文化など、歴史・文化的資源は南区の大きな魅力です。これらの魅力を広く発信しながらまちづくりに活かしていくとともに、次の世代に伝え、育てていく取り組みが必要です。

そこで、永い歴史が息づき、暮らしの中に伝統文化のある粋な、『歴史・文化を育むまち』をめざします。

- ・ 地域の歴史や伝統、文化を知ることによる郷土愛の涵養
- ・ まちの資源として、地域の歴史等の情報を発信することによる人々の交流の活発化
- ・ 歴史や伝統、文化の子どもたちへの継承

## 自然と共生した住みやすいまち

雁回山、緑川、加勢川、生産緑地など、豊かな自然や景観は南区の大きな魅力です。これらの魅力を守り、育み、次の世代に継承していくためにも、環境保全に取り組む必要があります。

そこで、いきいきとした自然や緑が育まれる、『自然と共生した住みやすいまち』をめざします。

- ・山・川・海に身近に親しむことによる豊かな自然の次の世代への継承
- ・花や緑があふれるきれいなまちづくりの推進
- ・公共交通の利便性向上による利用の促進

## みんなが健康で元気なまち

南区は、拠点的なスポーツ施設や公園などを多数有しており、健康づくりに取り組むための環境に恵まれています。住み慣れた地域で、誰もが生きがいをもって、いつまでも健康に暮らすための取り組みが求められています。

そこで、子どもから大人までが、健康に生き生きと暮らす、『みんなが健康で元気なまち』をめざします。

- ・一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組む環境づくりの推進
- ・地域の資源を活用し、楽しく運動できる取り組みの推進
- ・高齢者・障がい者の生きがいづくりの推進

## 地域ぐるみで子どもを育てるまち

南区の年少人口（15歳未満）比率は15.8%（H24.10.1現在）で、市平均の14.5%を上回っています。一方で、近年の核家族化等により、子育ての負担感が増している状況にあります。地域全体で子育てを支えることや子ども達のがびのびと健やかに育つ環境づくりが必要です。

そこで、子どもたちをいきいきと育てられるよう、『地域ぐるみで子どもを育てるまち』をめざします。

- ・世代間の交流を深めることによる子どもたちの思いやりの心の育成
- ・子どもたちがのびのびと学び、遊べる環境づくりの推進
- ・人や地域のつながりを深めることによる子育てしやすいまちづくりの推進

## 安全・安心なまち

近年、頻発する局地的豪雨、大規模地震などの自然災害、多発する犯罪や交通事故などにより、地域の安全が脅かされています。安全、安心に暮らすために、一人ひとりが意識を高め、自助、共助、公助の役割を明確にし、日頃から備えることが重要です。

そこで、地域ぐるみで支えあいながら、誰もが安全に暮らすことのできる、『安全・安心なまち』をめざします。

- ・地域を知り、防災意識を高めることにより、1人ひとりが行動を実践
- ・ネットワークをつくり、地域ぐるみで支えあう体制づくりの推進
- ・水路や河川の改修など治水対策への取り組みの推進
- ・地域での防犯や交通安全活動への取り組みの推進

## ◎多核連携都市（快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間）の形成

地域の生活サービス機能の核となる地域拠点（島町・上ノ郷地区、川尻地区、南区役所周辺地区、城南総合出張所周辺地区）への都市機能集積を促進し、効率的に日常生活サービスが受けられる拠点づくりを行います。また、公共交通の利便性向上を図るとともに、地域拠点や主要なバス路線等の公共交通沿線に居住を促進することで、区民の誰もが移動しやすく、快適で暮らしやすい多核連携都市の形成を図ります。

## ○土地利用

地域拠点等での商業機能等の維持・充実、流通団地周辺等での流通業務機能等の維持・充実、郊外部の既存集落地での農業・漁業生産環境等との調和に配慮した維持・活性化など、地域特性に応じた土地利用の誘導を図ります。

## ○都市交通体系の整備

城南スマートインターチェンジ（仮称）の整備や熊本天草幹線道路の整備促進に取り組むとともに、島町・上ノ郷地区における JR 新駅等での交通結節機能の強化やコミュニティ交通の導入などの公共交通の利便性向上を進めます。

## ○市街地等の整備

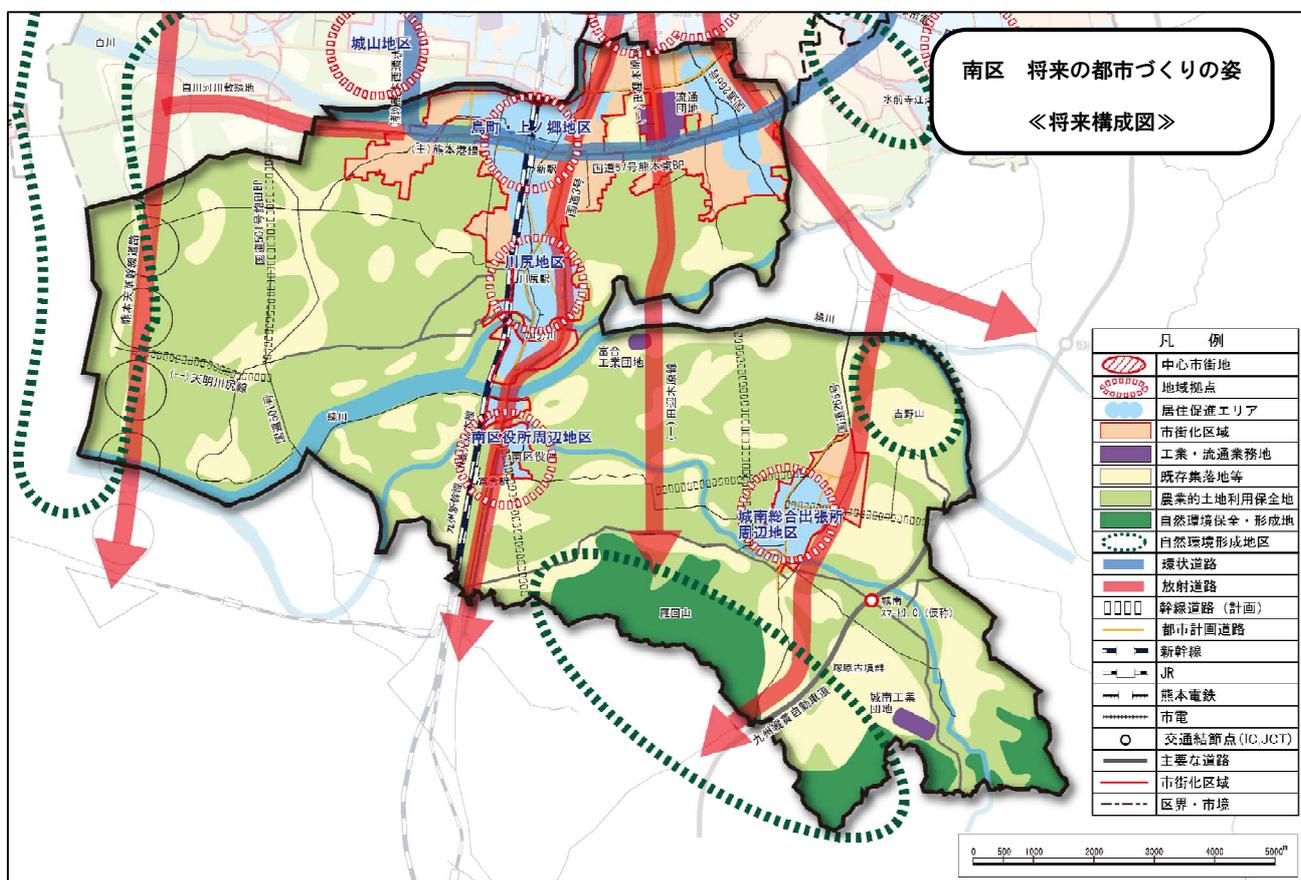
地域拠点等での良好な居住環境の形成を促進するとともに、郊外部では自然や景観等の地域特性や環境に配慮した生活環境を維持するなど、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。

## ○自然環境の保全・公園緑地等の整備

緑川や加勢川、雁回山や吉野山、更には有明海沿岸部等、豊かな自然環境を保全するとともに、塚原古墳公園等の歴史・文化資源をレクリエーション拠点として活用を図ります。

## ○都市景観の形成

国指定史跡や歴史的な資源が点在し、伝統文化などが受け継がれている川尻地区において、歴史的景観を活かしたまち並み景観の保存を促進します。



# 北区

## ■区の概況

北区は、5区の中で面積が最も大きく、市の北部に位置しています。三方が山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接しています。白川中流域には、河岸段丘が発達し、龍田付近から清水方面にかけて台地が広がり、北部・植木方面へと続いています。区の西部は、金峰山系の丘陵部を含む起伏の多い地形となっています。区内には、白川、坪井川、井芹川、合志川などの河川、阿蘇山系の伏流水が湧きだす八景水谷水源などの湧水、金峰山系の森林など、身近なところに豊かな自然が残っています。低地では水田が見られますが、スイカや各種の農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっています。

人口は、5区の中では東区、中央区に次いで3番目に多い区です（平成22年国勢調査145,634人）。人口の推移については、国勢調査によると平成7年～12年の5年間は約5,000人の増加に対し、平成17年～22年の5年間はごくわずかですが、減少しています。また、高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）は22.6%で、5区の中では西区に次いで高く、30%を超えている校区もあります。

## ■現状及び課題

北区は、都市近郊の住宅地と畑作を中心とした農業が盛んな地域を併せ持った行政区であり、また史跡など多くの歴史的文化遺産や水遺産、豊かな緑地などに恵まれ、多様な特性や強みを有しているとともに、国道3号熊本北バイパスや植木バイパスなどの新たな幹線道路の整備も進められており、「人」と「もの」の交流が期待される地域です。

一方で、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などを背景にして、地域の子育て支援や高齢者の見守り、九州北部豪雨災害を教訓とした防災体制の充実、地域の重要産業である農業後継者の育成など、地域の課題解決に向けた区民と行政の協働による取組を推進していく必要があります。

## ■めざす区の姿

### ず〜っと住みたい“わがまち北区”

～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながりや個性あるまちづくり活動の実績があり、住民の多くが北区に住むことを誇りに思い、子どもや孫、新たに移住してくる人に対しても同じような思いを抱いて欲しいと願っています。その思いを大切にしながら、様々な歴史・自然・文化・人がつながり、個性輝くまちをめざします。

## ■まちづくりの視点

### 健康と暮らしの安全・安心の向上

健康でいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるように、各世代に応じた健康づくりの推進や地域で高齢者や障がい者を支え、子どもたちを見守っていける環境づくりに取り組みます。  
また、防災体制の強化、防犯活動の推進等に取り組み、安全で安心なまちを目指します。

- ・一人ひとりが自ら実践する校区単位の健康まちづくりの推進
- ・高齢者や子どもが安心して生活できるような地域での見守り活動の支援
- ・自主防災組織との連携による防災体制の充実
- ・地域における通学路のパトロール、青少年の健全育成など、子どもの安全対策や防犯対策の推進

### 住みやすい住環境の整備

魅力ある北区の住環境をさらに良くしていくために、公共交通空白・不便地域において、地域にふさわしいコミュニティ交通の導入に取り組みます。

また、生活に密着した道路や公園などを安全に利用できるように、適切な維持管理に努めるとともに、地域ぐるみで取り組む美化活動の推進を図り、北区らしい良好な住環境づくりを目指します。

- ・公共交通不便地域等におけるコミュニティ交通の導入及び利便性向上
- ・地域の公園や道路などの清掃・維持、花いっぱい運動など地域の美化活動の推進
- ・公園や広場を活用したイベント等の開催
- ・ゴミ出しマナーの向上や不法投棄防止運動の推進など環境保全意識の向上

## まちの賑わいと産業の振興

北区の重要な産業である農業の振興を図るために、多様な担い手の育成・確保、生産基盤の整備、農商工連携、生産者と消費者の交流、地場農産物の消費拡大などに取り組みます。

また、地場企業や商工業の活性化やフードパル熊本、田原坂、植木温泉などを活用した観光の振興に取り組み、人の交流の活性化、まちの賑わいの創出に努めます。

- ・農商工連携の推進、農産物の地産地消の推進など地場農産物の消費拡大
- ・地元農産物を利用した料理教室の開催等農産物のPR
- ・農業後継者の確保、法人化等
- ・地元商店の利用促進、商店街と連携したイベント等の開催など賑わいの創出
- ・観光ルートの開発や観光マップの作成

## 地域資源の継承と活用

歴史的文化遺産や史実等を大切に受け継ぎ、それを学び・親しむことで、様々なまちづくりにつないでいきます。

また、貴重な自然を改めて確認し、一人ひとりの環境保全意識の高揚を図りながら地域一体となった保全活動に取り組むとともに、市民の憩いの場や環境教育の場として、地域の絆や人のつながりを築く場として適切な活用を進めます。

- ・地域の歴史の学習と郷土教育の推進
- ・文化財の適切な維持、管理、身近な緑の保全
- ・温泉、田原坂、武蔵塚公園等の活用
- ・温泉情報の発信、温泉や地域資源マップの作成
- ・竹林を活用したイベント等の開催

## 住民自治と協働の推進

これまでに培ってきた住民主体のまちづくりの精神と実績を基盤に、住民自治をさらに充実し、行政と住民、各種団体、あるいは各種団体間が連携を深め、市民協働の取り組みを推進します。さらに、区民一体となった新しい区の魅力づくりに取り組みます。そして、人と人のつながりをさらに深め、あらゆる人が社会参加できるとともにみんなで支える地域づくりを目指します。

- ・校区のまちづくり活動の活性化
- ・校区や地域間での人材交流
- ・若者や女性の地域活動への参画推進
- ・ボランティア活動の推進
- ・行政と住民の協働の仕組みづくり
- ・地域リーダーの育成

## ◎多核連携都市（快適で暮らしやすいコンパクトな都市空間）の形成

地域の生活サービス機能の核となる地域拠点（北区役所周辺地区、北部総合出張所周辺地区、楠・武蔵ヶ丘周辺地区、堀川・亀井駅周辺地区）への都市機能集積を促進し、効率的に日常生活サービスが受けられる拠点づくりを行います。また、公共交通の利便性向上を図るとともに、地域拠点や主要なバス路線等の公共交通沿線に居住を促進することで、区民の誰もが移動しやすく、快適で暮らしやすい多核連携都市の形成を図ります。

## ○土地利用

地域拠点等での商業機能等の維持・充実、国道3号沿線等での工業・流通業務機能等の維持・充実、郊外部の既存集落地での農業生産環境等との調和に配慮した維持・活性化など、地域特性に応じた土地利用の誘導を図ります。

## ○都市交通体系の整備

国道3号植木バイパス等の広域道路交通ネットワークの形成を図るとともに、JR駅や熊本電鉄駅等での交通結節機能の強化やコミュニティ交通の導入などの公共交通の利便性向上を進めます。

## ○市街地等の整備

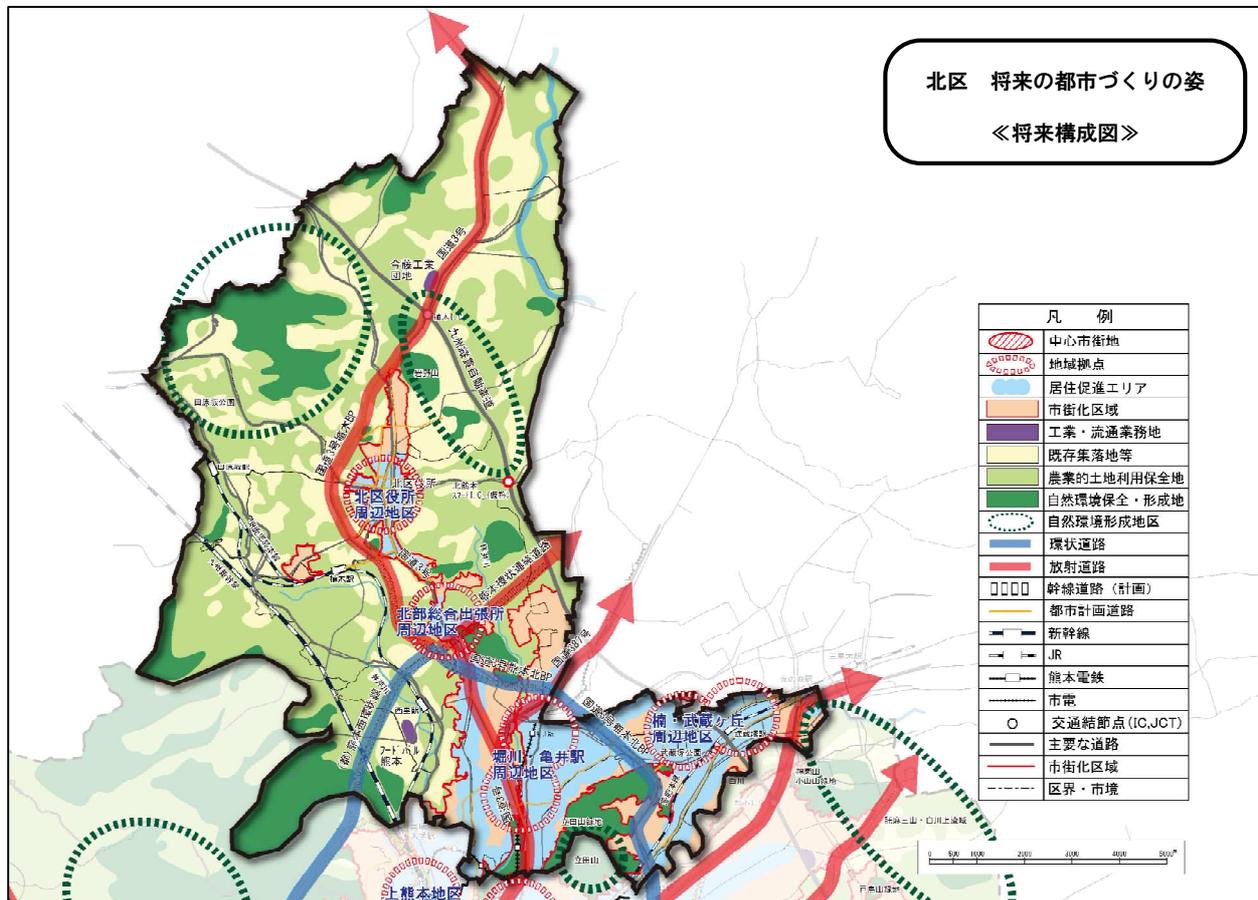
地域拠点等での良好な住環境整備を推進するとともに、郊外部では自然や景観等の地域特性や環境に配慮した生活環境を維持するなど、地域特性に応じた居住環境の形成を図ります。

## ○自然環境の保全・公園緑地等の整備

田原坂周辺や岩野山・立田山、白川・坪井川等、豊かな自然環境を保全するとともに、田原坂公園や八景水谷公園等を身近なレクリエーション拠点として活用を図ります。

## ○都市景観の形成

立田山や白川沿岸等の周辺環境と調和し、ゆとりある市街地環境などに配慮した景観づくりを目指します。



(提出理由)

基本計画の一部変更について、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成19年条例第61号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。